第十二号	四十二万二千円	
第十七号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円	
第十九号	四十二万二千円	
第二十三号	四十二万二千円	
第二十二号	二十八万千円	
第八十五号	二十八万千円	
第八十六号	四十二万二千円	
第九十号	二十八万千円	
第九十一号	二十八万千円	
第九十五号	二十八万千円	
第百四十三号	三百十八万三千円	

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十五号	七十九万六千円
第三号及び第八十五号	四十二万二千円
第六号及び第七号	四十二万二千円
第十八号、第二十一号及び第二十二号	六十万九千円
第二十六号、第三十九号、第四十九号、第五十六号及び第百四十一号	六十万九千円
第二十七号、第四十号、第五十号、第五十七号及び第百四十一号	六十万九千円
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十一号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号及び第五十九号	六十万九千円
第三十号、第四十三号及び第五十三号	六十万九千円
第三十三号及び第三十四号	百七万七千円
第五十七号及び第百三十号	六十万九千円
第五十八号及び第百三十号	六十万九千円
第七十三号、第七十四号及び第七十七号	四十二万二千円
第百三十号及び第百四十一号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号	七十九万六千円
第四号	七十九万六千円
第五号	百七万七千円
第八十五号	七十九万六千円
第八十六号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十五号	百七万七千円
第三号及び第八十五号	七十九万六千円

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　令和八年一月一日

二　第二条、第五条及び次条の規定　令和八年四月一日

（経過措置）

第二条　被牽引自動車に係る特定共通構造部の型式について指定を申請する者については、第五条の規定による改正後の共通構造部型式指定規則第三条第二項第四号、第七条第四項及び第五項並びに第十四条第二項の規定は、当分の間、適用しない。